

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請はお済みですか

☎ 福祉総務課(生活困窮者自立支援金担当) ☎817-8004

この支援金の申請期限は11/30(火)(郵送の場合は必着)です。対象世帯には随時案内を送付しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021072600057/>

## 中小企業者等支援給付金を支給します

☎ 地域振興課 ☎892-0121

コロナ禍により、経営に影響を受けている中小企業者等に10万円(1事業者1回)を支給します。

**対象** ①～⑧全てに該当する中小事業者

- ①市内に主たる事業所(法人は市内に本店登記)がある。ただし、令和3年1月1日までに開業(設立)し、引き続き市内で事業を継続していること
  - ②令和3年4～9月の売上合計が、令和2年または元年同月合計比で、5%以上50%未満減少している
  - ③令和3年4～9月における国の「月次支援金」、大阪府の「営業時間短縮協力金」の支給を受けていない。または、受ける予定がない
  - ④交野市の「中小企業者等事業継続支援金」の支給を受けていない。または、受ける予定がない
  - ⑤市税を滞納していない
  - ⑥確定申告をしている
  - ⑦個人事業主の場合は、当該事業から主たる収入を得て生計を維持している
  - ⑧政治団体、宗教上の組織もしくは団体、性風俗関連特殊営業、暴力団、暴力団関係者、暴力団密接関係者でない
- ※開業(設立)日によって、売上を比較する対象月に特例があります。

<https://www.city.katano.osaka.jp/corona/2021100500021/>

**申込** 申込書に記入し、必要書類を添付の上、令和4年2/10(木)〈必着〉までに、レターパック等で郵送

※申込書・要領等はホームページおよび地域振興課窓口で配布

〒576-8501 地域振興課 中小企業者等支援給付金担当

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

コロナ禍による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活支援のための特別給付金を支給します。今年度、支援を受けていない人は申請してください。

### ひとり親世帯

**対象**

- ①公的年金等を受給しており、児童扶養手当が全額停止となっている人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

※いずれも児童扶養手当の要件に該当する場合に限りです。

※同給付金のひとり親世帯以外分を受給した人は除きます。

※児童扶養手当が全部停止となっている人も対象となる場合があります。

**給付額** 児童(※)1人あたり5万円 ※18歳になって最初の3/31までの児童(障がいがある場合は20歳まで)

**申請期限** 令和4年2月末日まで

### ひとり親世帯以外

**対象** 18歳になって最初の3/31まで(障がいがある場合は20歳まで)の児童の養育者で、次のいずれかに該当する人。ただし、同給付金のひとり親世帯分を受給した人は除きます。

①令和3年度の住民税均等割非課税

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1/1以降の家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる

**給付額** 児童1人あたり5万円

**申込** 令和4年2月末日までに必要書類等を市民課または子育て支援課に持参

**支給日** 申請受付、審査後の翌月末頃振り込み予定 ※詳細は市ホームページをご覧ください。

## 11月は児童虐待防止推進月間です

☎ 子育て支援課 ☎810-8310

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。



### 児童虐待は人権侵害です

#### 児童虐待の種別

- ▷身体的虐待:殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる 等
  - ▷性的虐待:子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノの被写体にする 等
  - ▷ネグレクト:家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない 等
  - ▷心理的虐待:言葉で脅す、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対し暴力をふるう(DV) 等
  - ▷教育虐待:親が教育のためという言葉を口にしなが、子どもが耐えられる限界を超えるまで勉強、スポーツ、音楽などを強制すること 等
- ※大阪府では「経済的虐待」(子どもがアルバイトで得た収入を保護者が取り上げ、保護者の遊興に使う等)も条例で定めています。保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害な行為(体罰等)や発言は虐待になります。

### しつけでも体罰は禁止です

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されています。

たとえしつけと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、軽いものであっても体罰に該当します。

「虐待かも…」と思ったらすぐにお電話ください。妊娠・出産に悩んでいる時、子育てに悩んでいる時、親子の様子が気になる時、ひとりで悩まず相談してください。

#### <相談窓口>(匿名可、秘密厳守)

- ▷子育て支援課 ☎893-8310(9:00～17:30)(土・日・祝日、年末年始休み)
- ▷健康増進課 ☎893-6405(9:00～17:30)(土・日・祝日、年末年始休み)
- ▷府中央子ども家庭センター ☎828-0161(9:00～17:45)(土・日・祝日、年末年始休み)
- ▷児童相談所全国共有ダイヤル 189(いちはやく)※地域の児童相談所に電話がつながります。

### 子育て講演会 「あれ、怒り方間違えた?～怒りはコントロールできる! イライラ・ガミガミの子育てにさようなら～」

**日時** 11/29(月)10:00～12:00

**場所** ゆうゆうセンター4階 交流ホール

**対象** 子育て中の人、妊娠中の人、子育て支援に興味のある人

※保育付き(人数制限あり)。希望者は申し込み時に、子どもの名前と年齢を伝えてください。

**費用** 無料

**講師** (株)ナースハート 代表取締役・アンガーマネジメントコンサルタント いのうえやすよ 井上泰世さん

**申込** ☎11/25(休)までに電話で子育て支援課 ☎810-8310、☎893-6406

